

# 特許特別会計レポート

## 2022年度版



# Introduction

## はじめに

本冊子は、特許庁の財政情報である予算、

決算及び財務書類等を、

知的財産権の利用者や

国民のみなさまに対してわかりやすく

説明するために作成したものです。

セクション1では、特許庁の役割や業務の内容を

御理解いただくことを目的としています。

セクション2では、料金体系について御説明いたします。

セクション3では、特許庁の会計制度として設置する

特許特別会計の概要について御説明いたします。

セクション4、5では、特許庁における予算・決算の状況を、

歳入歳出の内訳や、資産、負債などの状況から

御説明いたします。

本冊子が広く活用され

知的財産をめぐる現状と特許特別会計への

理解を深める一助となれば幸いです。

表中の数値は端数処理の関係から、合計値と一致しない場合があります。

# Contents

長官メッセージ 04

<b>1</b>	<b>特許庁の役割と業務</b> 05	<b>2</b>	<b>料金の体系</b> 09	<b>3</b>	<b>特許特別会計の概要</b> 13
	<ul style="list-style-type: none"><li>・特許庁の6つの大きな取組</li><li>・知的財産権の種類</li><li>・審査・審判の流れ</li><li>・特許庁の体制</li></ul>		<ul style="list-style-type: none"><li>・産業財産権関係料金</li><li>・料金設定の考え方</li><li>・剰余金の考え方</li><li>・産業財産権関係料金の改定</li></ul>		<ul style="list-style-type: none"><li>・特許特別会計の概要</li></ul>
<b>4</b>	<b>令和5年度予算（政府案）の概要</b> 14	<b>5</b>	<b>令和3年度決算の概要</b> 15	<b>6</b>	<b>参考情報</b> 21
	<ul style="list-style-type: none"><li>・予算と決算の情報の公表時期について</li><li>・令和5年度予算（政府案）のポイント</li></ul>		<ul style="list-style-type: none"><li>・歳入の部門別内訳</li><li>・部門別歳出入の推移</li><li>・歳出の費目別内訳</li><li>・長期で見た歳入歳出の推移</li><li>・貸借対照表</li><li>・歳入歳出決算の概要</li></ul>		<ul style="list-style-type: none"><li>・特許・PCT</li><li>・商標</li><li>・意匠</li><li>・参考リンク集</li></ul>

# Mission Vision Values

より良い未来を拓く「知」は、  
一人ひとりの「やりたい」から始まり、  
その情熱こそが、真に豊かな未来へ導いてくれることを確信しています。

私たちは、「知」に寄り添い、  
培ってきた実務の知見と最先端の技術を融合しながら、  
未来を拓く「知」が育まれ、新たな価値が生み出される知財エコシステムを、  
知的財産に関わる全ての人たちと協創します。

暮らしの質の向上から社会的課題の解決まで、  
一人ひとりが創造力を発揮したくなる社会を実現するため、  
イノベーションを促進することに  
私たちは、全力で取り組みます。

## Mission

どのような社会を実現したいのか

「知」が尊重され、  
一人ひとりが創造力を  
発揮したくなる社会を  
実現する

## Vision

ミッションのために組織は何を成すのか

産業財産権を通じて、  
未来を拓く「知」が育まれ、  
新たな価値が生み出される  
知財エコシステム※を  
協創することで、  
イノベーション※を促進する

## Values

ビジョンのために職員は  
どのような指針で行動・判断するのか

- 透明性をもって、公正、  
公平に実務を行う
- ユーザーの立場で考える
- 前例にこだわらず、改善を続ける
- プロフェッショナルとして  
主体的に行動する
- 特許庁全体の視野に立つ

※ 知財エコシステムとは、知的財産を創造し、保護し、活用する循環を示す知的創造サイクルの概念に加え、そこから生まれる知的財産を基に、人々が互いに、また、社会に対して好影響を及ぼし、自律的に新たな関係が構築され、新たな「知」が育まれ、新たな価値が生み出される、いわば知的財産の生態系を指します。

※ イノベーションとは、技術革新に限らず、新しいビジネスモデルや社会の仕組みの創出などを含む広義のイノベーションを指します。

## Message

新型コロナウイルス感染症の影響や、DX(デジタルトランスフォーメーション)、GX(グリーントランスフォーメーション)の加速により、社会全体が大きく変わり、新たなニーズが顕在化しています。

こうしたニーズに訴求する新たなビジネスを実現するためには、イノベーション、そしてこのイノベーションの促進を支える知的財産制度が、より一層重要な位置付けを占めると考えております。

特許庁は、イノベーションの原動力となる知的財産を適切に保護することで、イノベーション創出の促進に貢献してまいります。

一方で、特許特別会計は2014年度以降7年連続単年度赤字となり財政状況が逼迫しています。

このような背景のもと、知財制度を安定的に運用するため、財政点検小委員会を設置し、歳出削減を徹底した上で、外部の有識者の方々による財政運営状況の点検を行っていただきました。2022年4月より特許料等が改定となりましたが、財政再建と業務の効率化を両立させていきます。

また、中小企業、スタートアップ及び大学は、社会全体が変容する中でイノベーション創出の担い手としての重要性を増しています。特許料等の改定により出願が阻害されることのないよう、意欲のある事業者や大学関係者に対する知財の活用促進の支援を強化する取組も重要な課題です。

社会の大きな変容に伴い新たな社会課題が顕在化する中、知的財産行政に課せられた役割の重要性を十分に認識し、引き続き、ユーザーニーズを丁寧に汲み取り、柔軟に対応してまいります。

知的財産行政に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

特許庁長官  
濱野 幸一

## 特許庁の役割と業務

### 特許庁の6つの大きな取組

特許庁では、我が国産業の発展に向け次の6つの取組を積極的に進めています。

01

#### 産業財産権の適切な付与

世界各国から受け付けた特許出願などの出願について、技術的観点、法律的観点などから厳正に審査し、独占的な権利を付与するか否かを判断します。審査結果に対する不服については、地方裁判所に代わって第一審としての機能を有する審判部が、民事訴訟法に準じた厳格な手続で審理します。

04

#### 産業財産権制度の見直し

産業財産権施策の企画立案や国際交渉の結果などを踏まえ、特許法、商標法などの関係法令の改正、審査基準などの見直しを適宜行っています。

02

#### 産業財産権施策の企画立案

未来を切り拓く「知的財産立国」の実現に向け、①迅速・的確な権利付与、②企業のグローバルな活動を円滑化する知財インフラの提供、③中小企業・大学などによる知財活用の促進、④地域ブランドなどの確立、⑤模倣品対策など、産業財産権施策の企画立案を積極的に推進していきます。

05

#### 中小企業・大学等に対する支援

中小企業・大学など裾野の広い産業財産権活用を図るため、手数料の負担軽減、知財活用の支援、知財管理体制の強化支援、産学官連携の推進など、様々な取組を行っています。

03

#### 国際的な制度調和と途上国協力の推進

国際調和を目指した産業財産権制度の環境を整備し、あわせて、我が国出願人の海外での円滑な権利取得や権利活用を支援するため、日・米・欧先進国間協力や中国・韓国を含めた五庁協力、途上国協力（審査協力、人材育成など）、特許審査ハイウェイ（PPH）の推進、模倣品・海賊版対策の強化など、積極的な国際活動に取り組んでいます。

06

#### 産業財産権情報提供の拡充

多様なユーザーニーズに応えるため、インターネット公報、DVD-ROM公報等の発行、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）などを通じて、産業財産権情報提供の拡充に努めています。

## 知的財産権の種類

知的財産権制度とは、人間の幅広い知的創造活動によって生み出されたものを、創作者の財産として、一定の期間保護する制度です。知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の4つの権利を総称して、産業財産権といい、特許庁が所管しています。

産業財産権 = 特許庁所管

創作意欲を促進

知的創造物についての権利等

### 特許権（特許法）

- 「発明」を保護
- 出願から20年（一部25年に延長）

### 実用新案権（実用新案法）

- 物品の形状等の考案を保護
- 出願から10年

### 意匠権（意匠法）

- 物品等のデザインを保護
- 出願から25年

### 著作権（著作権法）

- 文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品を保護
- 死後70年（法人は公表後70年、映画は公表後70年）

### 回路配置利用権 （半導体集積回路の回路配置に関する法律）

- 半導体集積回路の回路配置の利用を保護
- 登録から10年

### 育成者権（種苗法）

- 植物の新品種を保護
- 登録から25年（樹木30年）

（技術上、営業上の情報）

### 営業秘密（不正競争防止法）

- ノウハウや顧客リストの盗用など不正競争行為を規制

信用の維持

営業上の標識についての権利等

### 商標権（商標法）

- 商品・サービスに使用するマークを保護
- 登録から10年（更新あり）

### 商号（会社法、商法）

- 商号を保護

### 商品等表示（不正競争防止法）

- 周知・著名な商標等の不正使用を規制

### 地理的表示（GI） （特定農林水産物の名称の保護に関する法律）

- 品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結びついている商品の名称を保護

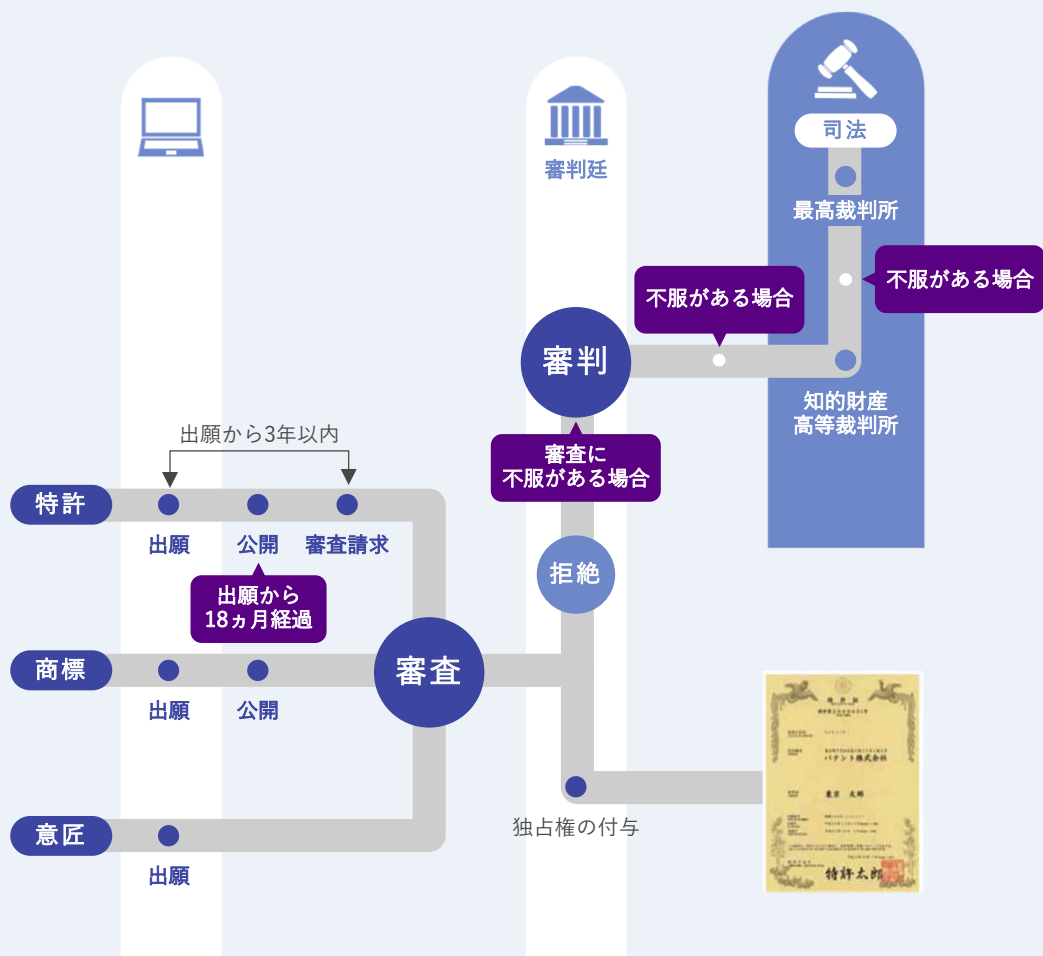
### 地理的表示（GI） （酒税の保安及び酒類業組合等に関する法律）

- 品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結びついている商品の名称を保護

# 特許庁の役割と業務

## 審査・審判の流れ

特許庁は、世界各国から受け付けた特許、意匠、商標の出願について、厳正な審査を行い権利を付与しています。審査結果に対する不服については、地方裁判所に代わって第一審としての機能を有する審判部が、民事訴訟法に準じた厳格な手続で審理します。



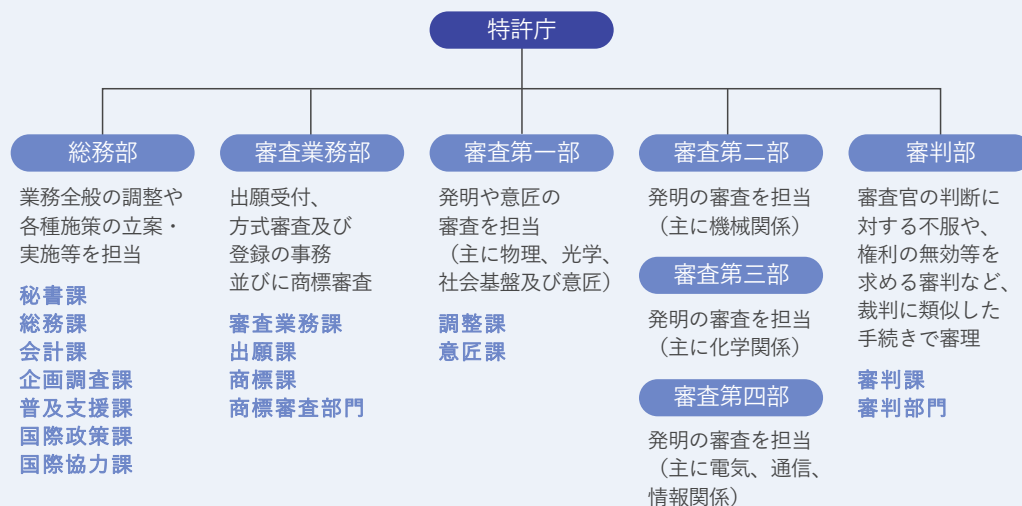
**審査**とは審査官が、特許出願、意匠登録出願又は商標登録出願について、拒絶すべきものか、特許又は登録すべきものかを決定する手続です。

**審判**とは拒絶査定等の審査における処分が適正であったかどうかについて、3～5人の審判官の合議体が、準司法的手続にしたがって審理し決定する手続です。

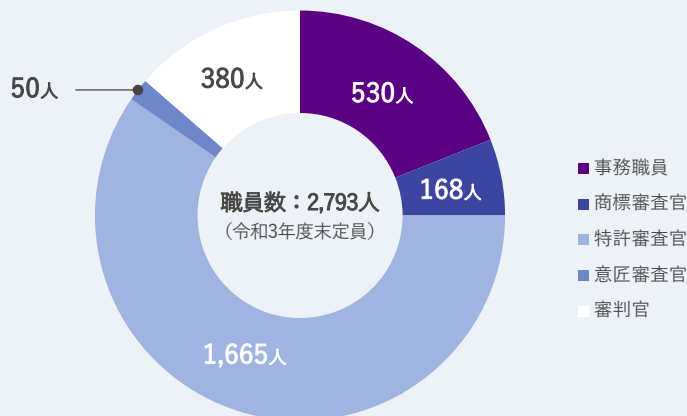


## 特許庁の体制

### 組織図



### 職員構成



### 管理職の任用状況

	合計人数	うち女性人数	女性任用割合
室長級	743	115	15.5%
課長級	186	19	10.2%

### 新規採用状況

	合計人数	うち女性人数	女性任用割合
採用職員数	177	44	24.9%

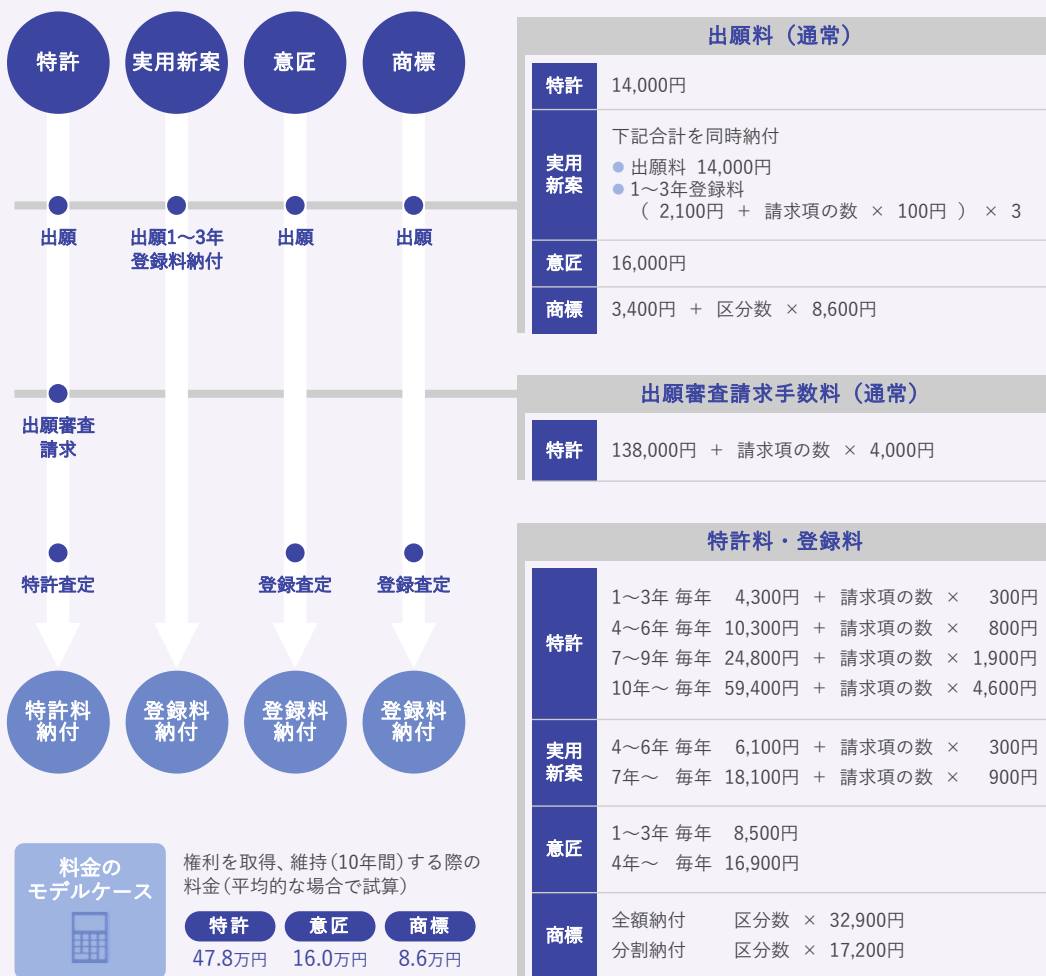
[出典]「管理職への任用状況等について（令和3年度）」

[https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/ninyo-jyokyo/kanrishoku\\_ninyou/document/index/2021\\_ninyoujoukyou.pdf](https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/ninyo-jyokyo/kanrishoku_ninyou/document/index/2021_ninyoujoukyou.pdf)

## 料金の体系

### 産業財産権関係料金

産業財産権の主要な手続きに必要な料金は以下のとおりです。（令和4年4月1日時点）



**区分**とは、商品・役務を一定の基準によってカテゴリー分けしたもので、第1類～第45類まであります。

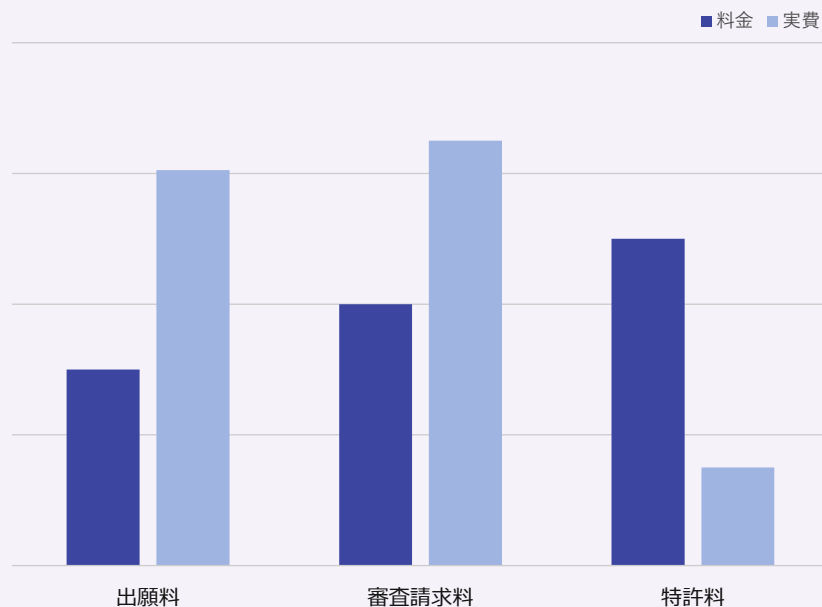
**請求項**とは、特許請求の範囲に区分され、各請求項ごとに「特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項」が記載されています。

## 料金設定の考え方

出願等に伴う料金は、基本的には実費を負担していただくという考え方のもと料金設定しています。実費に対する料金が高く設定されているものもありますが、特許特別会計の収支相償（収入と支出が均衡すること）の原則から、出願料等と合わせ、全体として特許行政に係る総支出を支弁するように設定されています。

出願料、審査請求料、特許料の料金と実費の関係、考え方は次のイメージです。

※料金と実費の比率のイメージであり、実際の金額とは異なります。



### 出願料

出願料は、出願に係る事務処理の費用に対する対価として徴収される手数料です。

特許法の目的である発明奨励等の観点から、実費を下回り、容易に出願できる程度の水準に政策的に設定されています。



### 審査請求料

審査請求料は、審査の費用に対する対価として徴収される手数料です。

出願人の負担も考慮しつつ、実費を下回り、出願人に適正な審査請求行動を促す程度の水準に政策的に設定されています。



### 特許料

特許料は、特許権を付与する対価として徴収される料金です。

個別の経費に対応して決められるものではなく、特許特別会計の収支相償の原則から、出願料等と合わせ、全体として特許行政に係る総支出を支弁するように設定されています。

# 料金の体系

## 剰余金の考え方

- 特許特別会計は、収支相償を原則として独立運営していますが、特別会計に関する法律により、以下の制約があります。

- **年度を跨ぐ借入れが認められない：**

庁舎改修や大規模システム刷新等の投資経費については、予め、計画的に確保しておく必要があります。

- **「積立金」等の資金の保有が認められていない：**

法律に規定のない資金を持つことは認められておらず、「積立金」「引当金」等の区分を設けて資金を管理することができません。したがって、歳入・歳出の差額はすべて「決算剰余金」となります（ただし、剰余金の内訳・考え方を示すことは可能）。

- 安定した財政運営のためには、①将来必要となる投資経費（次期システム刷新や庁舎の改修）や、②災害等の不測の事態に備えたバッファの両方を勘案した剰余金の確保が必要です。

- **①投資経費：2030年代半ばまでに必要な投資経費は以下のとおりです。**

- システム刷新経費：1,275億円程度

※2030年代半ばまでには現行（2013-2026年度）と同規模の次期システム刷新が必要と想定

- 庁舎改修等経費：190億円程度

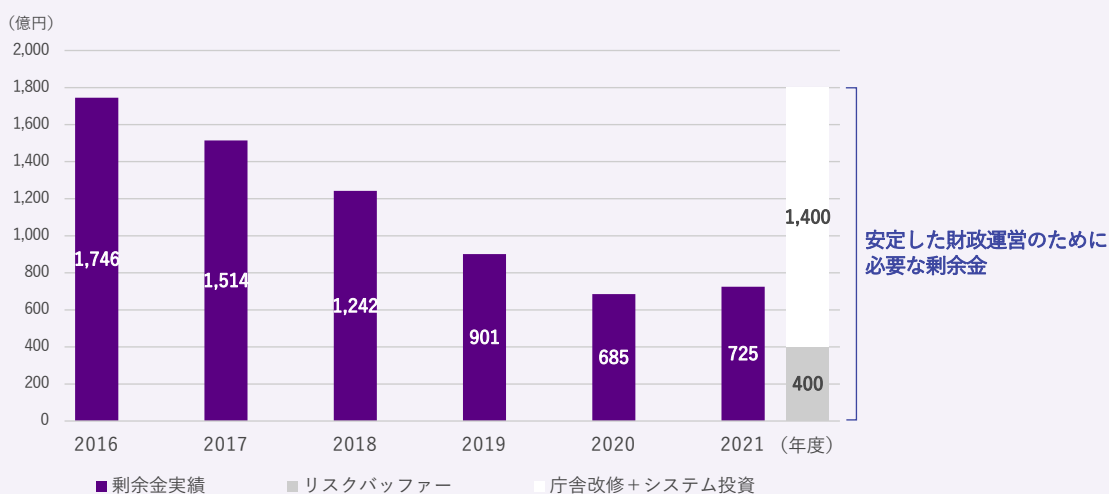
※次期大規模改修が必要となる2050年代に現行（2014-2023年度）と同規模の庁舎改修関係費用（584億円）が必要と想定し、2030年代半ばまでに必要額の約1/3を確保

- **②リスクバッファ：400億円程度**

※3ヶ月間程度、歳入が無くとも業務継続が可能な水準（定常経費の概ね1/4）

- 剰余金の推移

- 令和3年度の剰余金は725億円であり、リスクバッファは満たしています。



※次期システム刷新用積立金は、刷新計画の開始後、順次支出予定であり、それに応じて、上図における必要な剰余金額は変動されることに留意

## 産業財産権関係料金の改定（令和4年4月より）

### 1. 背景

特許料金等は、収支状況に応じて見直しを行っており、直近では、平成20年以降、3回にわたって引き下げ、収支均衡を図ってまいりました。

しかし、近年、海外の特許文献の急増による審査負担の増加など、定常的に必要となる経費が増加しています。また、情報システムの大規模刷新や庁舎改修など、投資的な経費も増加しております。これらの影響により、平成26年度以降、特許特別会計は毎年度連続して赤字決算となり、財政状況が逼迫しています。そこで、令和3年度予算では聖域無く歳出改革を行い、対前年度5.3%の予算削減を行いました。

一方、審査の質やスピードの維持と向上、サービスの維持と充実がイノベーション促進のために重要であるため、歳出の徹底的な見直しに取り組みつつ、料金体系の見直しによる歳入増を図るべく、特許料等の料金改定を行うことといたしました。

### 2. 主要な改定料金

#### 特許

項目	改定前金額	改定後金額
特許料（第1年から第3年まで）	毎年 2,100円 + (請求項の数 × 200円)	毎年 <b>4,300円 + (請求項の数 × 300円)</b>
（第4年から第6年まで）	毎年 6,400円 + (請求項の数 × 500円)	毎年 <b>10,300円 + (請求項の数 × 800円)</b>
（第7年から第9年まで）	毎年 19,300円 + (請求項の数 × 1,500円)	毎年 <b>24,800円 + (請求項の数 × 1,900円)</b>
（第10年から第25年まで）	毎年 55,400円 + (請求項の数 × 4,300円)	毎年 <b>59,400円 + (請求項の数 × 4,600円)</b>

#### 商標

項目	改定前金額	改定後金額
商標登録料	区分数 × 28,200円	区分数 × <b>32,900円</b>
更新登録申請	区分数 × 38,800円	区分数 × <b>43,600円</b>

#### 国際出願（特許、実用新案）関係手数料

項目	改定前金額	改定後金額
送付手数料 + 調査手数料（日本語）	80,000円（内 送付手数料10,000円）	<b>160,000円（内 送付手数料17,000円）</b>
送付手数料 + 調査手数料（英語）	166,000円（内 送付手数料10,000円）	<b>186,000円（内 送付手数料17,000円）</b>

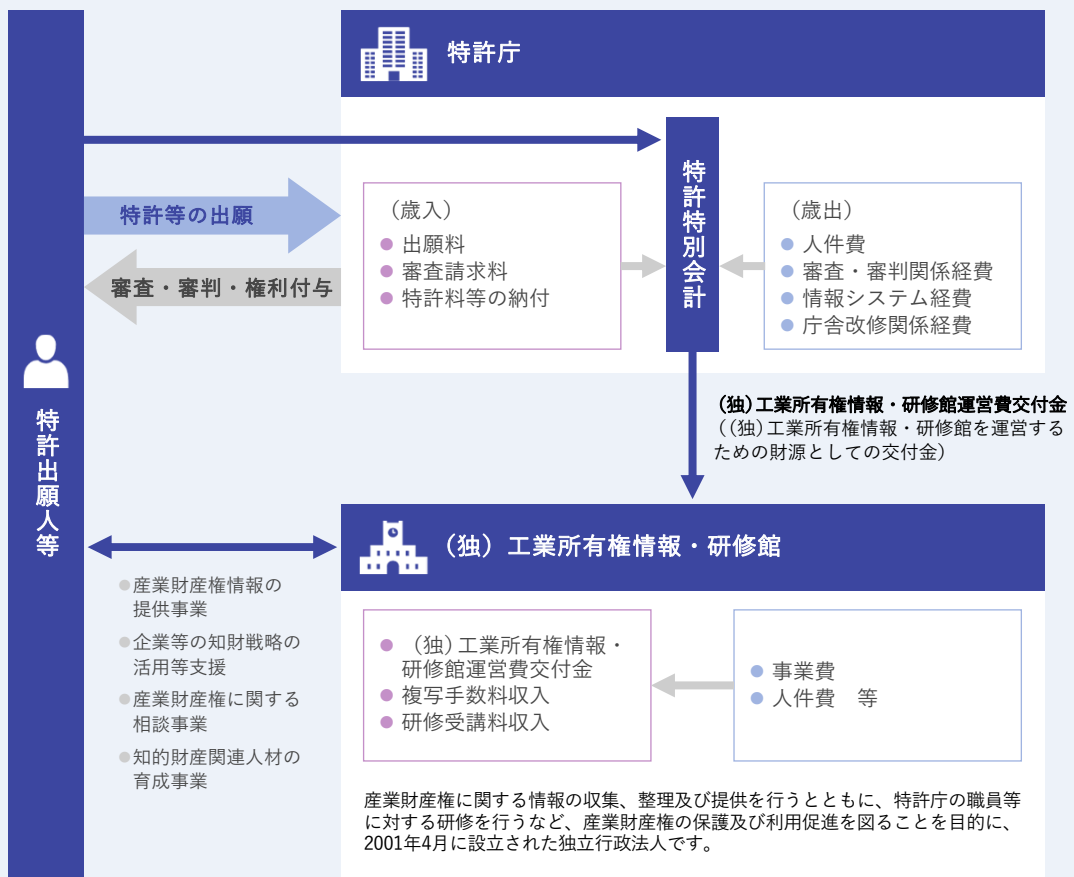
## 特許特別会計の概要

### 特許特別会計の概要

特許特別会計は、特許等の工業所有権に関する事務について、出願件数の増大及び出願内容の複雑化、高度化に対応した円滑な処理体制を確立及び利用者に対するサービスの向上を図ることを目的として昭和59年7月に設置されました。



特許特別会計では、出願人から出願料、審査請求料、特許料等を徴収し、特許・実用新案・意匠・商標の審査・審判及び権利の登録等を行うために必要な経費を支出しております。



## 令和5年度予算（政府案）の概要

### 予算と決算の情報の公表時期について

例年度、予算と決算は以下の時期に確定し公表可能となります。

- ・前年度決算：11月中旬に目毎の情報が確定、翌年1月頃に貸借対照表等を含めた情報が確定
  - ・次年度予算：翌年1月頃に目毎の情報を国会へ提出し、国会における予算成立をもって確定
- このことを踏まえ、本開示物は毎年1月頃に公表予定としております。

### 令和5年度予算（政府案）のポイント

予算額 145,421,334千円（令和4年度予算額 154,084,778千円）

世界をリードする特許行政実現に向け、徹底した歳出削減を継続しつつ、審査業務等の効率化に取り組むとともに、イノベーション創出に向けた知財活動を重点的に支援する。

#### 世界をリードする特許行政の実現に向けた取組 608.9億円（▲4.2%）

世界最速・最高品質の審査を実現するとともに、業務改革による審査業務等の効率化、システムの効率化を図る。

- ・世界最速・最高品質の審査を実現しつつ、業務の効率化を徹底 281.5億円（282.1億円）
- ・フリーアドレス化等による業務改革の推進 4.7億円（1.6億円）  
テレワークとフリーアドレスの組合せにより分散した執務スペースの本庁舎への集約を実現  
(外部借室経費▲7.8億円)  
業務効率化ツール導入等の検討、実施を行い審査業務等を効率化
- ・情報システム刷新及び運用の効率化を徹底 322.7億円（352.2億円）  
刷新、運用の効率化を徹底しつつ、安定的な運営を図る

#### イノベーション創出に向けた知財活動の重点的支援

15.9億円（+28.2%）及び（独）INPIT交付金の内数

イノベーションを通じた我が国の競争力向上を図るため、スタートアップ・大学・中小企業等の知財活動の支援を拡充する。

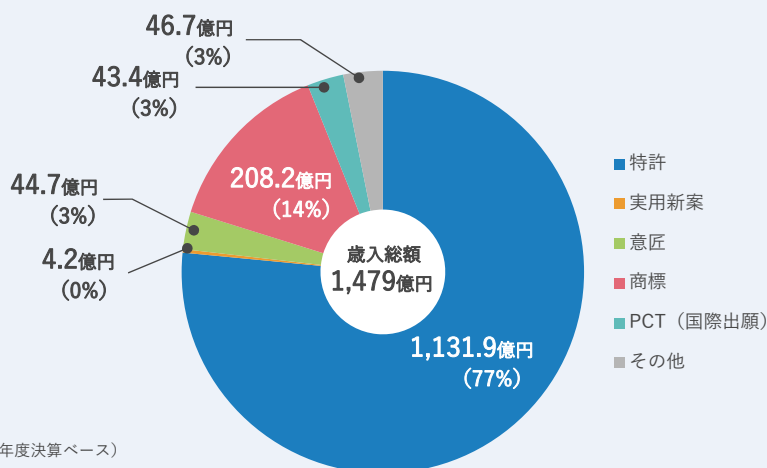
- ・スタートアップエコシステム形成に向けた知財支援の拡充 6.6億円（4.1億円）  
スタートアップやベンチャーキャピタルへの知財専門家派遣  
スタートアップでの事業化を目指す技術を有する大学等への外国出願補助
- ・中小企業等の知財活動支援の促進 9.3億円（8.3億円）  
各都道府県の「知財総合支援窓口」の相談・支援 及び（独）INPIT交付金  
金融機関による知財を切り口とした中小企業支援の促進 105.6億円の内数  
中小企業による外国出願や権利侵害対策への補助

## 令和3年度決算の概要

### 歳入の部門別内訳

歳入を特許・実用新案・意匠・商標・PCT（国際出願）の部門別に見ると、特許が1,132億円と最も大きく、歳入全体（前年度剰余金を除く）の77%を占めています。特許部門の主な内訳は、出願料43億円、審査請求料347億円、特許料716億円となっています。実用新案は4億円（0%）、意匠は45億円（3%）、商標は208億円（14%）、PCTは43億円（3%）となっています。

件数でも（下表「出願件数、審査請求件数、登録件数（令和3年）」参照）、特許の件数が最も多く、次に商標、意匠、実用新案の順となっています。



(注) PCT: 特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty) に基づく国際出願

### 出願件数、審査請求件数、登録件数（令和3年）

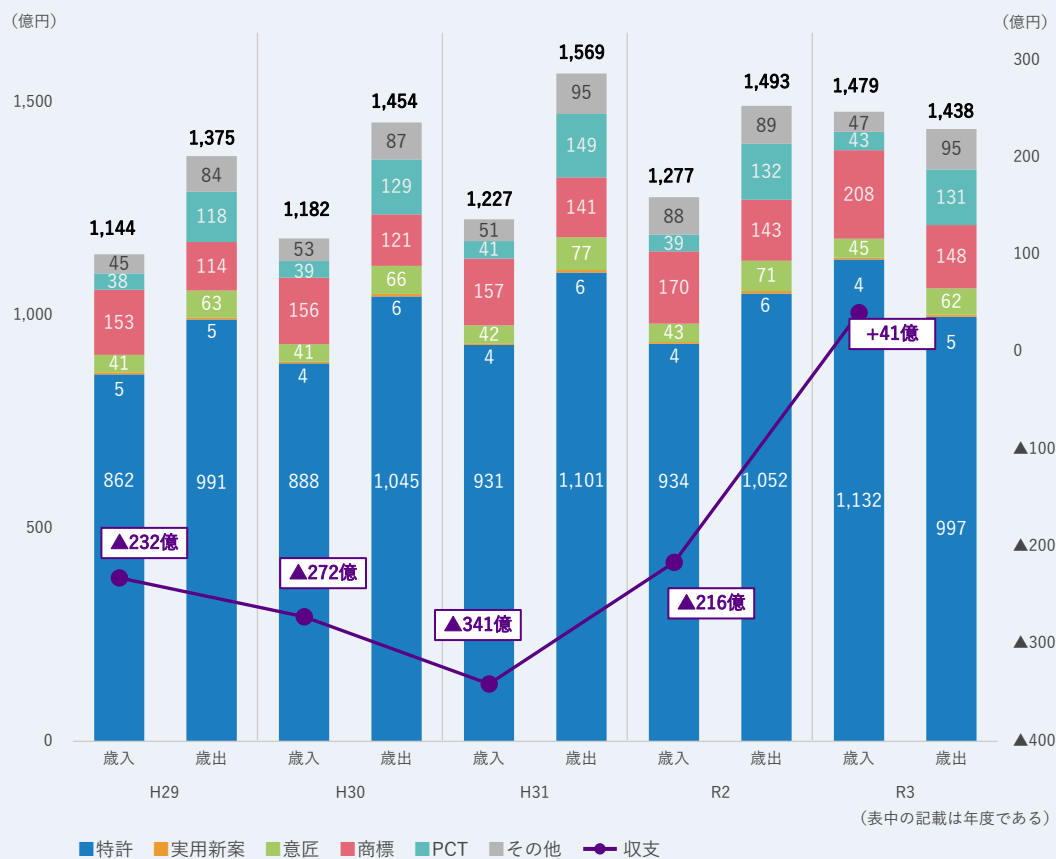
	特許	実用新案	商標	意匠
出願件数	289,200件	5,239件	184,631件	32,525件
審査請求件数	238,557件	—	—	—
登録件数	184,372件	5,499件	174,098件	27,490件



## 部門別歳出入の推移

歳出入の推移を見ると、平成31年度にかけて年々歳出が増加しており、歳入の増加を上回っています。一方、令和2年度以降においては歳出が前年度と比較し、減少傾向になっております。また、令和4年度からの料金引き上げに伴い、駆け込みでの料金支払があったため令和3年度の歳入が増加しております。

部門別に見ますと、令和3年度でマイナス収支となっている主な部門はPCTになります。PCTでは規模拡大もあり、マイナス収支が継続している傾向にあります。



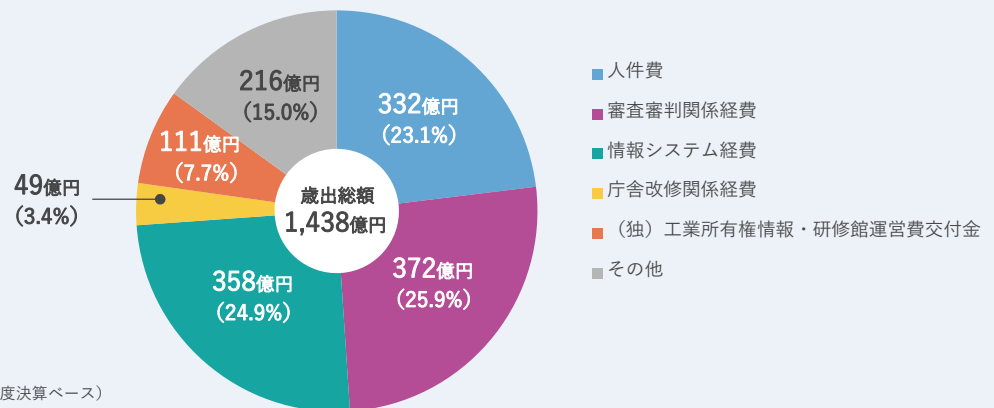
# 令和3年度決算の概要

## 歳出の費目別内訳

歳出の総額は、1,438億円（予算1,582億円、執行率90.9%）です。

歳出を費目別に見ると、審査審判関係経費が372億円と歳出全体の3割弱を占めています。

次に大きいのは、情報システム経費の358億円（25%）、人件費の332億円（23%）です。



### 人件費

特許庁職員にかかる基本給、諸手当、共済組合負担金等にかかる経費等です。

### 審査審判関係経費

審査・審判事務にかかる経費や、「世界最速かつ最高品質」の特許審査を目指し実施している先行技術調査の外注経費などが含まれます。

### 情報システム経費

「特許庁業務・システム最適化計画」に基づく経費など、特許事務の合理化を図るための機械化費用です。

### 庁舎改修関係経費

特許庁庁舎の改修やそれに伴う外部施設の賃借経費です。

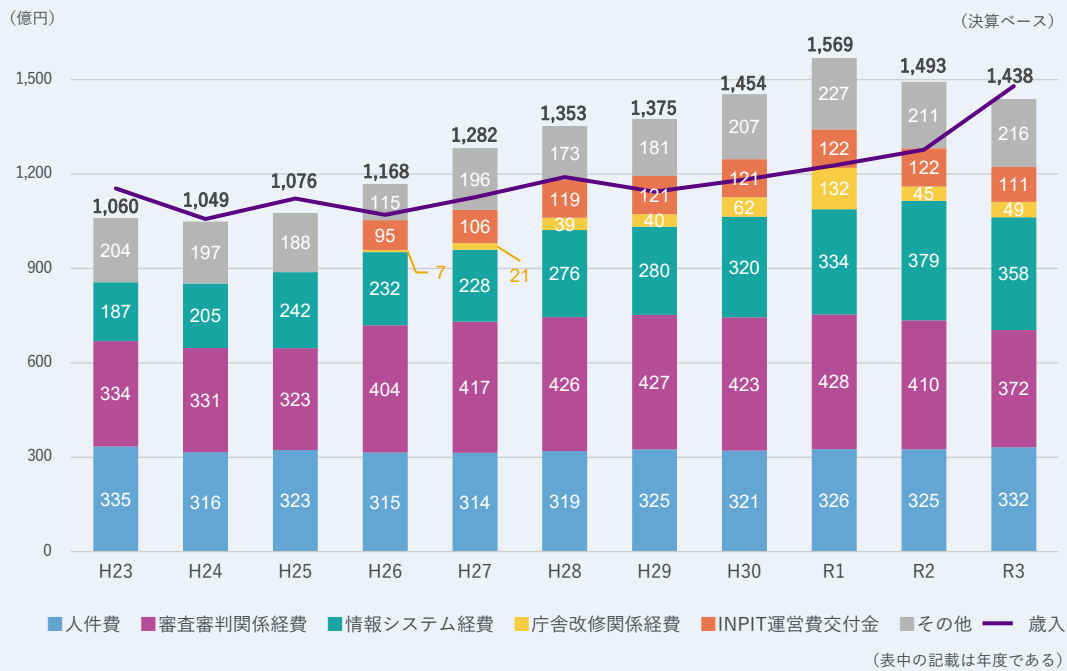
### (独) 工業所有権情報・研修館運営費交付金

産業財産権情報の提供、企業等の知財戦略の活用への支援等を実施するための運営費交付金です。

### その他

各種調査委託費、一般管理費、WIPOへの手数料送金、賠償償還払戻金等です。

## 長期で見た歳入歳出の推移



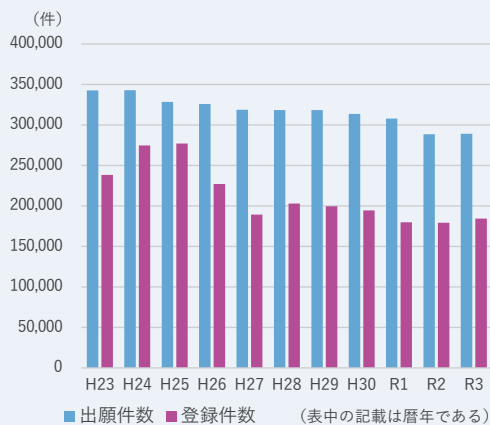
### 歳入面

特許特別会計を長期的に見てみると、歳入額は平成20年度からは減少傾向に転じていますが、これは同年に特許料等の引下げを行ったこと、平成21年度に景気後退や出願人の出願戦略転換の影響により、出願件数の落ち込みが見られたこと、平成23年度に審査請求料の引下げを行ったことなどによるものです。

出願件数については減少傾向にあるものの、特許登録件数で見れば横這い傾向を示しています。

出願人が特許出願及び審査請求にあたり厳選することが根付き、企業等における知的財産戦略において量から質への転換が図られつつあることが窺えます。

### 特許出願と登録の状況



# 令和3年度決算の概要

## 貸借対照表

貸借対照表とは、一時点における資産、負債の状況をあらわす書類です。

2,091億円の資産と、740億円の負債を保有しています。

### 令和3年度決算（億円）

資産の部	
現金・預金	725
有形固定資産	919
国有財産（公共用財産を除く）	919
土地	876
建物	38
工作物	5
その他有形固定資産	1
無形固定資産	437
出資金	10
その他	0
<b>資産合計</b>	<b>2,091</b>

負債の部	
前受金	433
賞与引当金	20
退職給付引当金	286
その他	1
<b>負債合計</b>	<b>740</b>

資産・負債差額の部	
資産・負債差額	1,351
<b>負債及び資産・負債差額合計</b>	<b>2,091</b>



### 現金・預金

現金預金は、審査・審判に順番待ち期間等があり、出願人から納付された手数料が支出（審査）されずに残ることから、年度末に審査待ちとなっている案件を翌年度以降に審査処理するために保有しています。

また、情報システム整備の費用などの財源として保有しています。

### 有形固定資産

特許庁庁舎の土地、建物等です。

### 無形固定資産

特許庁で導入されている電子出願システム、事務システム、検索システムにかかるソフトウェアです。



### 前受金

審査未着手の料金を計上しています。

主な内訳

- ・特許審査請求料 323億円
- ・商標登録出願料 19億円
- ・特許料等予納金 67億円

### 退職給付引当金

職員等の退職手当にかかる引当金です。

### 資産・負債差額

資産・負債差額は、特許庁が保有する固定資産に加え、負債として計上されていない情報システム整備の費用など将来に発生する費用に備え、現金・預金を積み上げてきたことにより生じています。

詳細については、以下のページを御覧ください。  
「令和3年度 特許特別会計財務書類（PDF）」

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/yosan/kaiji/document/tokukai\\_zyouhoukaizi/kigyou2021.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/yosan/kaiji/document/tokukai_zyouhoukaizi/kigyou2021.pdf)

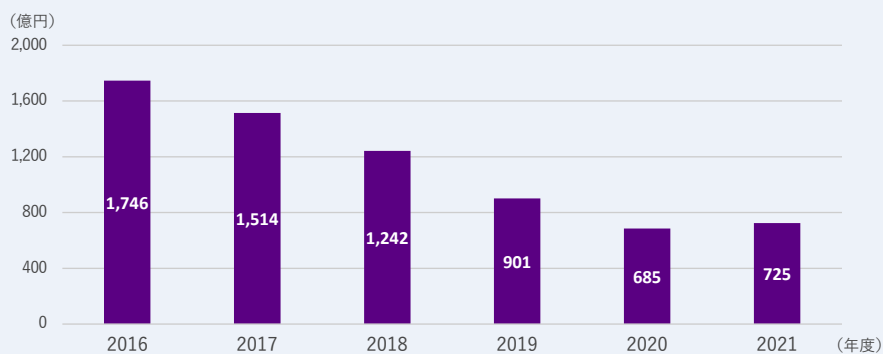
## 歳入歳出決算の概要

令和3年度決算（百万円）

歳入		歳出	
特許料等収入	147,503	独立行政法人工業所有権 情報・研修館運営費	11,110
特許印紙収入	83,133		
特許料等収入	64,370	事務取扱費	129,274
他会計より受入	17	施設整備費	3,461
一般会計より受入	17	予備費	-
雑収入	333		
前年度剰余金受入	68,483		
<b>合計</b>	<b>216,338</b>	<b>合計</b>	<b>143,846</b>

注：本表における歳入と歳出の合計は、財政法第38条第2項により決算書に掲載すべき事項であり、両者は一致する性質のものではありません（歳出入の差約725億円は、前年度剰余金として令和4年度予算に繰り入れられています）。なお、決算書は、会計検査院の検査を受け、国会に提出されています。

### 剰余金実績推移

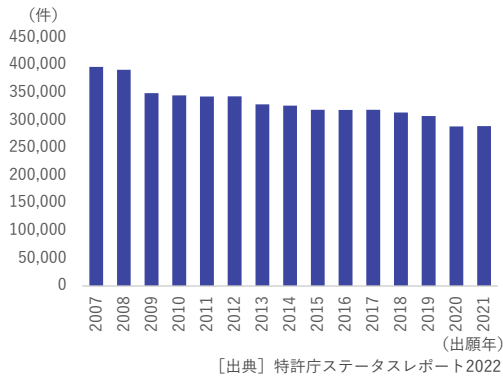


[出典]「決算に関する情報」

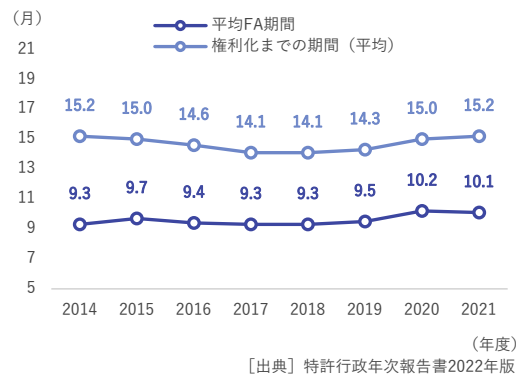
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/yosan/kaiji/document/tokukai\\_zyuhoukaizi/kessan2021.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/yosan/kaiji/document/tokukai_zyuhoukaizi/kessan2021.pdf)

特許・PCT

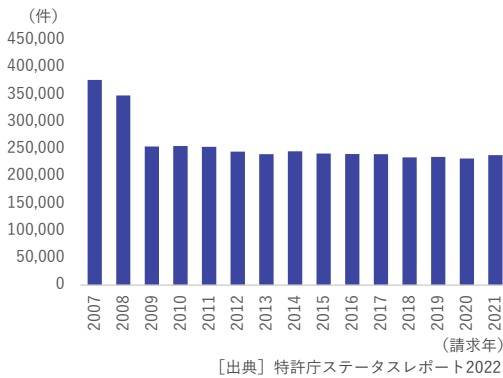
【特許出願件数の推移】



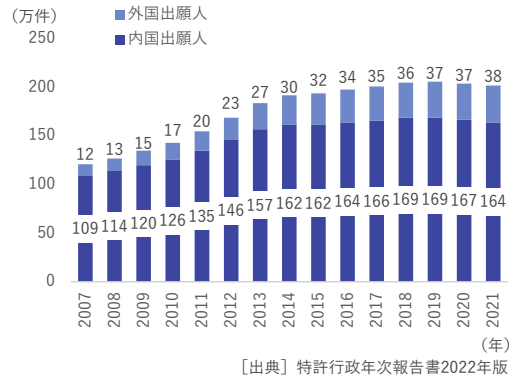
【特許審査の権利化までの期間と平均FA期間】



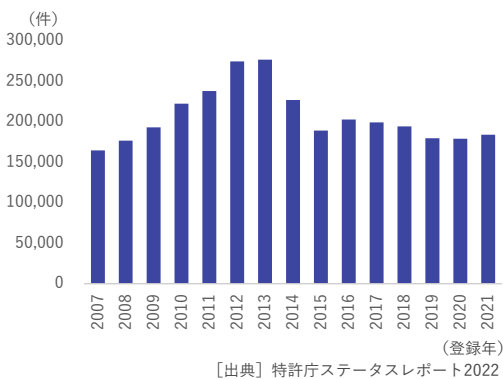
【審査請求件数の推移】



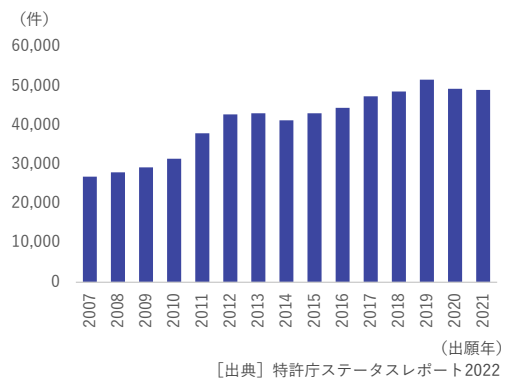
【内外国出願人別の現存特許権数の推移】



【特許登録件数の推移】

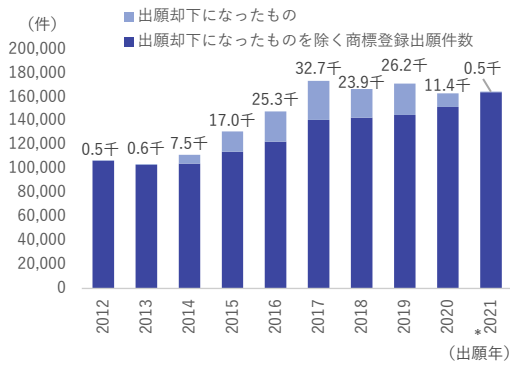


【PCT国際出願件数の推移】



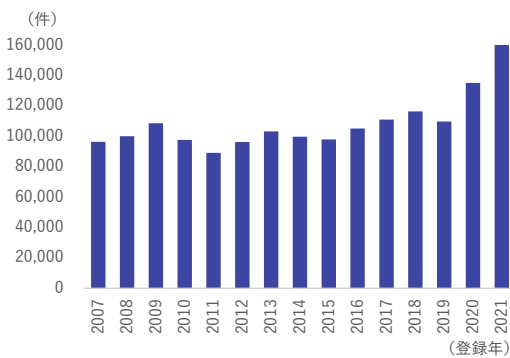
商標

【商標登録出願件数の推移】



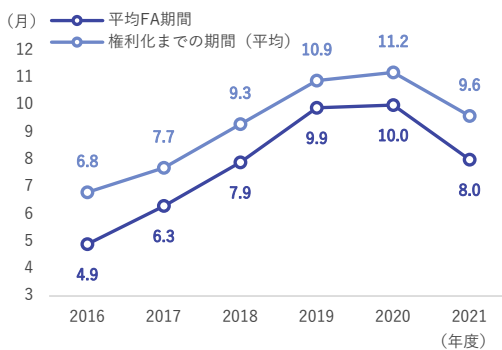
\*2021年の出願却下になったものは暫定件数  
 [出典] 特許庁ステータスレポート2022  
 ※出願却下については特許庁による集計

【商標登録件数の推移】



[出典] 特許庁ステータスレポート2022

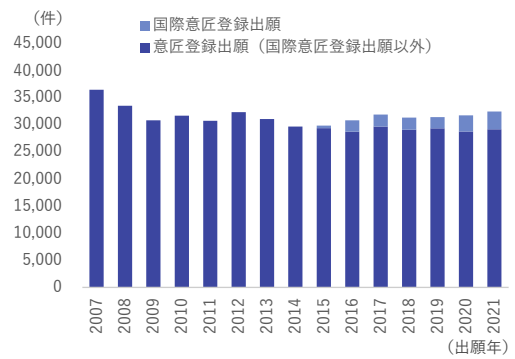
【商標審査の権利化までの期間と平均FA期間】



[出典] 特許行政年次報告書2022年版

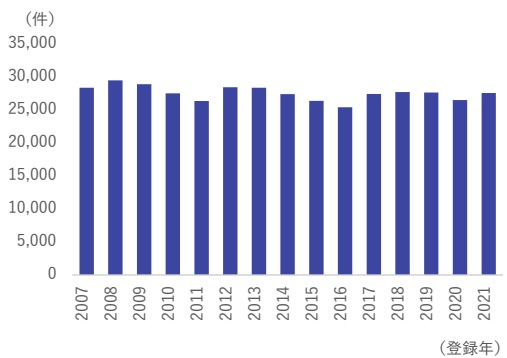
意匠

【意匠登録出願件数の推移】



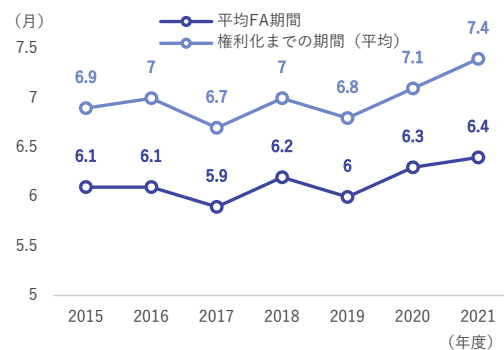
[出典] 特許庁ステータスレポート2022

【意匠登録件数の推移】



[出典] 特許庁ステータスレポート2022

【意匠審査の権利化までの期間と平均FA期間】



[出典] 特許行政年次報告書2022年版

### 参考リンク集

特許庁関係（特許特別会計）予算の概要

<https://www.ipa.go.jp/system/laws/sesaku/yosan/yosanan.html>

「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）に基づく特別会計に係る情報開示

[https://www.ipa.go.jp/system/laws/sesaku/yosan/kaiji/tokukai\\_zyouhoukaizi.html](https://www.ipa.go.jp/system/laws/sesaku/yosan/kaiji/tokukai_zyouhoukaizi.html)

行政事業レビュー（経済産業省HP）

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/review.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/review.html)

事業別フルコスト情報の開示

（経済産業省HP）「令和2年度決算」  
経済産業省 省庁別財務書類（参考情報1～3）を御覧ください。

<https://www.meti.go.jp/main/kessan/fy2020/index.html>



**特許行政年次報告書**

知的財産をめぐる国内及び海外の動向と特許庁における取組について取りまとめています。

<https://www.ipa.go.jp/resources/report/nenji/index.html>

**特許庁ステータスレポート**

最新の特許庁の統計情報及び政策の成果をいち早く発信することを目的として、作成したものです。

<https://www.ipa.go.jp/resources/report/statusreport/index.html>

**五庁統計報告書**

日米欧中韓の特許庁は、各庁の活動状況や主に特許関連の統計情報を纏めた五庁統計報告書（IP5 Statistics Report）を作成・公表しています。

海外の特許庁の活動等についてはこちらを御覧ください。

[https://www.ipa.go.jp/resources/statistics/ip5\\_statistics-report.html](https://www.ipa.go.jp/resources/statistics/ip5_statistics-report.html)

**特許庁が達成すべき目標**

<https://www.ipa.go.jp/system/laws/sesaku/mokuhyou/index.html>



お問い合わせ先

経済産業省 特許庁総務部総務課調整班

<https://www.jpo.go.jp/index.html>

〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3

TEL 03-3581-1101 (内線：2105)